

大牟田市制100周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市制100周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「冠事業」とは、「大牟田市制100周年」の文言を含む大牟田市制100周年を記念する旨をその名称に冠して実施する事業をいう。

(冠事業の承認)

第3条 冠事業の承認は、大牟田市制100周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）会長（以下「会長」という。）が行うものとする。

(対象事業)

第4条 冠事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間に、市民、各種団体、企業等が大牟田市制100周年を記念して実施する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 大牟田市（以下「市」という。）の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがある事業
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を目的とする、又はそのおそれがある事業
- (4) 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (5) その他、会長が適当でないとして認める事業

(冠事業の申請)

第5条 冠事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、会長の承認を要しない。

- (1) 実行委員会が主催する、又は補助金等を交付する事業
- (2) 市が主催又は共催する事業
- (3) その他会長が適当であると認める事業

2 前項の承認を受けようとする者は、原則として冠名の使用を開始する日の30日前までに、大牟田市制100周年記念冠事業承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容を示す書類
- (2) その他会長が必要と認める書類

3 会長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、大牟田市制100周年記念冠事業承認通知書(様式第2号)を、不適当と認めるときは、大牟田市制100周年記念冠事業不承認通知書(様式第3号)をそれぞれ申請者に通知するものとする。

(大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク等の使用)

第6条 冠事業の承認を受けた者(以下「冠事業実施者」という。)は、大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク等使用取扱要綱(以下「使用取扱要綱」という。)で定める大牟田市制100周年記念事業シンボルマーク及び大牟田市制100周年記念事業キャッチフレーズ(以下「シンボルマーク等」という。)を使用することができる。

2 前項の規定により、冠事業実施者がシンボルマーク等を使用する場合の取決めは、使用取扱要綱に準ずるものとする。

(事業内容の変更又は中止)

第7条 冠事業実施者は、承認内容について変更、又は中止しようとするときは、あらかじめ大牟田市制100周年記念冠事業変更等承認申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、大牟田市制100周年記念冠事業変更等承認通知書(様式第5号)を、不適当と認めるときは、大牟田市制100周年記念冠事業変更等不承認通知書(様式第6号)をそれぞれ申請者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第8条 会長は、冠事業実施者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認(前条の規定に基づく変更の承認があったときは、変更後のもの。以下同じ。)を取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反した場合
- (2) 申請書の内容に虚偽があると認められた場合
- (3) その他会長が不適當であると認めた場合

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、大牟田市制100周年記念冠事業承認取消通知書(様式第7号)により、冠事業実施者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、その冠事業実施者に対して、当該冠事業により作成した物品等の回収の措置を求めることができる。

4 前項の場合において、冠事業実施者に損害を及ぼすことがあっても、会長及び実行委員会並びに市は、その賠償の責めを負わない。

(終了報告)

第9条 冠事業実施者は、事業の終了後30日以内に大牟田市制100周年記念冠事業実施報告書(様式第8号)を会長へ提出しなければならない。

2 参加料、入場料等の料金を徴収した事業については、前項の報告書とともに収支決算書を提出しなければならない。

(経費等の負担)

第10条 実行委員会は、冠事業実施者がこの要綱による承認の申請に要した費用及び冠の使用に係る経費又は役務を負担しない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 冠事業実施者は、冠の使用に関し、事故、苦情等が発生した場合は、冠事業実施者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

2 冠事業実施者は、冠の使用に関し、故意又は過失により実行委員会、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損失補償等の責任)

第12条 実行委員会及び市は、冠の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(事務)

第13条 冠事業の承認等に関する事務は、大牟田市制100周年記念事業実行委員会事務局が行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、冠事業の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。